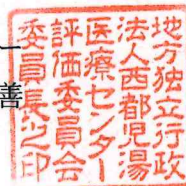


令和6年10月1日

西都市長 橋田 和実 様

地方独立行政法人西都児湯医療センター

評価委員会委員長 黒木 正善



意見書

地方独立行政法人西都児湯医療センターの中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

西都児湯医療センターは、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価においては、「目標達成に向け徐々に進んでいる状況にある」と評価されているが、常勤医師の確保や診療機能の充実による経営の安定化については、目標達成に向けた最大限の経営努力と早期の改善を求められている。

現在、西都児湯医療センターは、西都児湯二次医療圏の中核的病院、救急告示病院及び災害拠点病院として公的病院の役割を果たすべく取り組んでいるが、今後、経営安定化が図られ、予定している新病院が開設されれば、地域医療に果たす役割は、より重要なものになると考えられる。

これらのことから、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当である。

なお、次期中期目標の策定に当たっては、評価委員会において意見、指摘のあった課題等を整理し、地域の中核的病院としての役割と経営基盤の安定について、更なる推進を目指していただきたい。